

全労金2014春季生活闘争ニュース第24号

《合意速報No.11》

新潟労組が金庫との交渉を妥結しました！

新潟労組は、3月25日、金庫との団体交渉において、交渉の妥結を確認しました。内容は、①契約職員・臨時職員・嘱託職員の無期転換権の付与は、応じられない、②正職員の賃金は、賃金表に基づき基本給を支給する（要求通り）、③契約職員の賃金は、各号棒の月例賃金を2,000円引き上げる（要求通り1%引き上げ）、④正職員の一時金は、4.8ヵ月（要求は5.0ヵ月）、⑤契約職員の一時的金は、2.5ヵ月（要求通り）、⑥臨時職員の一時的金は、応じられない（昨年と同様に慰労金として支給。要求は年間一時金として支給）、⑦臨時職員の退職金は、制度化には応じられない、⑧正職員・契約職員の「計画年休制度」の新設は、実施に向けて試行する、⑨契約職員・臨時職員・嘱託職員の「忌引休暇」は、臨時職員について、i 配偶者の死亡時は4営業日、ii 1親等以内の親族の死亡時は3営業日、とし、その他は応じられない（要求は正職員と同様）、⑩臨時職員の「季節休暇」は、夏季について付与日数を3日（要求は正職員と同様）、とするものです。

団体交渉で金庫からは、「次年度は、中期経営計画のあり方を変えたスタートとなることから、経営に対して厳しい思いを持ちながら臨まざるを得ない春闘であった。こうした状況を踏まえた上での回答内容となったことをお詫びしたい。一時金とは別であるが、アール・ワンシステムへの移行の苦労を報いたいと考え、慰労金を支給する。金庫としても、早く経営状況を安定させることができるよう努力したい」等の見解が表明されました。

浅井闘争委員長は、「全組合員の総意のもとで確立された要求に拘りをもって交渉を重ねてきた。安定雇用では、労働組合の意見を反映できる場として、『定例労使協議会』を設置できたことは、昨年の回答よりも一歩前進したものと考えている。今後、1年間かけて、安定雇用の実現や様々な諸課題について労使で認識を揃えながら協議していきたい。また、正職員の一時的金に関する回答では、組合員がどのような想いで受け入れたのか、さらには、闘争委員会としても苦渋の決断であったことを真摯に受け止めていただきたい。2014年度は、安定雇用に関わる課題や家族的責任を有する職員の働き方、年休取得向上等、ワークライフバランスの実現に向けて最大限取り組んでいきたい」等を表明しました。

なお、単組は、①契約職員の賃金引き上げについて、当初は消極的な態度だったが、粘り強く交渉した結果、要求通りの回答を引き出すことができた、②安定雇用の実現に関して、昨年の春季生活闘争では何ら考え方が示されなかったが、現状の雇用政策を放置することへの危機感や他金庫の動向は無視することはできないとの考えのもと、「定例労使協議会」を設置し、課題の解消に向け、協議することが確認できた、③年間一時金は、当初

の金庫側から示された水準から、交渉を重ねた結果、引き上げることができ、金庫の置かれている状況等を勘案し、基本合意できる水準であると判断した、④「計画年休制度」は、ワークライフバランスの実現に向けて、労使ともに力をあわせていくこと、また、本格導入に向けて試行するとの回答を引き出すことができた、⑤「忌引休暇」「季節休暇」は、要求通りの回答ではなかったが、付与日数が増加したこと、また、「忌引休暇」については、対象となる家族が拡大するとの回答を引き出すことができた、等から交渉の妥結を判断しました。

*合意単組：10単組（3月25日22時20分現在）

静岡・北海道・北陸・中央・中国・セントラル・東海（金庫・関連）・四国
長野・新潟

以 上